



宮 崎 県 公 報

平成19年3月8日(木曜日) 第1860号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○日向東臼杵南部広域連合の規約変更の許可…… (市町村合併支援室) 1
○生活保護法に基づく医療機関の指定…… (国保・援護課) 1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…… (“) 1
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…… (“) 1
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…… (“) 1
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の休止…… (“) 2
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更 (2件) …… (“) 2
○保安林の指定の解除予定の通知 (2件) …… (自然環境課) 2
○道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 2
○道路の供用の開始 (2件) …… (“) 3

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…… (地域産業振興課) 4	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (2件) …… (“) 4	
○家畜伝染病発生の届出…… (畜産課) 4	
○地図及び簿冊の認証 (4件) …… (農村計画課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 5	
○土地改良区の清算人の就任の届出 (2件) …… (“) 6	
○県営土地改良事業計画の変更 (3件) …… (“) 6	
○県営土地改良事業の工事の完了…… (“) 7	
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…… (管理課) 7	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…… (“) 7	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…… (都市計画課) 8	
公安委員会規則	
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…… 8	

告 示

宮崎県告示第 193号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 291条の3 第1項の規定により、日向東臼杵南部広域連合から申請のあった日向東臼杵南部広域連合の規約の変更については、平成19年2月26日付けで許可した。
平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 194号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
柴尾医院	東臼杵郡門川町南町2丁目20番地2	平成19年2月1日
沖本歯科医院	都城市高崎町大牟田1958番地26	平成19年2月1日
マーガレット薬局	都城市大王町30街区11号	平成19年1月1日

宮崎県告示第 195号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、

指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
柴尾医院	東臼杵郡門川町南町2丁目20番地2	平成19年1月31日
北川ほたる歯科	東臼杵郡北川町大字川内名曾立7055-1	平成17年10月1日

宮崎県告示第 196号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2 第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人昇山会上山医院	西都市妻町2丁目33番地	上山医院通所介護	西都市妻町2丁目33番地	平成19年2月1日

宮崎県告示第 197号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次の次のとおり指定した。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
ヒュウリック合同会社	都城市久保原町20街区7号	居宅介護支援事業所 福老	都城市久保原町20街区7号	平成19年2月1日

宮崎県告示第 198号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特例非営利活動法人ピ助っ人	都城市都島町 191番地 1号	指定居宅介護支援事業所 所のひら	都城市都島町 191番地 1号	平成19年2月1日

宮崎県告示第 199号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人聖水会	児湯郡都農町大字川北 18912番地10	尾鈴荘介護ヘルパーステーション	児湯郡都農町大字川北4581番地3

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡都農町大字川北4581番地3	児湯郡都農町大字川北5484番地1	平成18年11月1日

宮崎県告示第 200号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関、（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人聖水会	児湯郡都農町大字川北 18912番地10	グループホームおすず	児湯郡都農町大字川北5197番地2

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡都農町大字川北5197番地2	児湯郡都農町大字川北5484番地1	平成18年11月1日

宮崎県告示第 201号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 202号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 203号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月8日から平成19年3月22日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町3270番地 先から同市 同町3289番 2地先まで	旧	9.9 ~ 27.6	145.0
				新	20.0 ~ 46.0	140.0

宮崎県告示第 204号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月8日から平成19年3月22日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平清 水8331番9 地先から同 郡同町同大 字同字8329 番4地先ま で	旧	16.1 ~ 18.4	9.0
				新	26.0 ~ 29.4	
			西臼杵郡日 之影町大字 七折字橋場 7071番1地 先から同郡 同町同大字 同字7103番 1地先まで	旧	4.4 ~ 18.2	169.0
				新	4.4 ~ 23.0	
			西臼杵郡日 之影町大字 見立字板の 内平3435番 1地先から 同郡同町同 大字同字34 35番1地先	旧	6.3 ~ 19.0	30.0
				新	9.6 ~ 21.2	

			まで			
			西臼杵郡日 之影町大字 見立字川の 詰2364番1 地先から同 郡同町同大 字同字2364 番7地先ま で	旧	4.8 ~ 8.9	38.2
				新	5.6 ~ 10.8	38.2

宮崎県告示第 205号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年3月8日から平成19年3月22日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町3270番地 先から同市 同町3289番 2地先まで	平成19年3月9日

宮崎県告示第 206号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年3月8日から平成19年3月22日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平清 水8331番9 地先から同 郡同町同大 字同字8329 番4地先ま で	平成19年3月8日
			西臼杵郡日 之影町大字	

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
都城ショッピングプラザ
都城市栄町4672番地 外 7 筆
- 2 意見の概要
当該店舗の変更届出に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により指針を満たしているので、意見を有しない。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
(2) 期間
平成19年 3 月 8 日から平成19年 4 月 9 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
都城ショッピングセンター
都城市千町4351- 2 外
- 2 意見の概要
当該店舗の変更届出に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により指針を満たしているので、意見を有しない。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
(2) 期間
平成19年 3 月 8 日から平成19年 4 月 9 日まで

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年 3 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所 (区域)	発生年月日
伝達性海綿状脳症	牛	疑似患畜	1	高原町	平成19年 2 月23日
その他参考となるべき事項	当該牛は、北海道で発生した伝達性海綿状脳症患者 (32例目) の出生農場からの導入牛				

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

七折字橋場
7071番 1 地
先から同郡
同町同大字
同字7103番
1 地先まで

西臼杵郡日
之影町大字
見立字板の
内平3435番
1 地先から
同郡同町同
大字同字34
35番 1 地先
まで

西臼杵郡日
之影町大字
見立字川の
詰2364番 1
地先から同
郡同町同大
字同字2364
番 7 地先ま
で

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 北都城ショッピングセンター
都城市都北町1104番地 5 外
- 2 意見の概要
当該店舗の新設届出に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により指針を満たしているので、意見を有しない。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
(2) 期間
平成19年 3 月 8 日から平成19年 4 月 9 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3 月 8 日

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成16年4月1日から平成18年2月8日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字北方及び秋山の各一部
- 4 認証年月日
平成19年2月27日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
東諸県郡国富町
- 2 地籍調査を行った期間
平成16年4月1日から平成18年12月25日
- 3 地籍調査を行った地域
東諸県郡国富町大字岩知野、木脇及び本庄の各一部
- 4 認証年月日
平成19年2月27日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年4月1日から平成19年1月16日
- 3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡椎葉村大字大河内の一部
- 4 認証年月日
平成19年2月27日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
西臼杵郡日之影町
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年4月1日から平成19年1月22日
- 3 地籍調査を行った地域
西臼杵郡日之影町大字見立の一部
- 4 認証年月日
平成19年2月27日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、日南市東郷土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	蓑毛 一 男	日南市大字殿所1203番地
理事	外山 紘 生	日南市大字松永1452番地
理事	石原 孝 幸	日南市大字東弁分甲2410番地
理事	太田 守	日南市大字東弁分甲1396番地乙
理事	酒倉 慶 一	日南市大字益安2784番地
理事	歌津 芳 秋	日南市大字平山2220番地1
理事	松田 忠 明	日南市大字風田3721番地2
監事	井上 勝 訓	日南市大字殿所1666番地2
監事	富田 敏 之	日南市大字益安2702番地
監事	伊比井 秀 次	日南市大字風田3595番地

(任期：平成23年2月18日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	中村 藤 男	日南市大字殿所1089番地
理事	外山 紘 生	日南市大字松永1452番地
理事	長友 猛	日南市大字東弁分甲1804番地
理事	安川 唯 雄	日南市大字東弁分甲1425番地乙
理事	酒倉 慶 一	日南市大字益安2784番地
理事	日我 雅 則	日南市大字平山1138番地
理事	徳田 一 美	日南市大字風田3745番地の2
監事	竹原 篤 敏	日南市大字松永1387番地
監事	岩村 武 光	日南市大字東弁分乙3066番地
監事	田部 英 雄	日南市大字平山1106番地ロ

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、五十鈴土地改良区(門川町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 敬 次	門川町大字門川尾末2009番地
理 事	米 良 正 秋	門川町大字門川尾末3852番地 1
理 事	米 良 保 美	門川町大字門川尾末3866番地 2
理 事	野 地 重 男	門川町大字門川尾末16番地 1
理 事	金 丸 武 蔵	門川町大字門川尾末2081番地
理 事	小 谷 正 純	門川町大字川内6957番地
理 事	池 田 慶 次	門川町大字川内6956番地
理 事	水 永 大 和	門川町大字川内7129番地
理 事	金 丸 竹 男	門川町大字川内6344番地 3
監 事	安 田 新	門川町平城東11番 5 号
監 事	江 川 勲	門川町大字川内6953番地

(任期：平成21年5月13日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 敬 次	門川町大字門川尾末2009番地
理 事	峰 毅	門川町大字川内6807番地 2
理 事	米 良 正 秋	門川町大字門川尾末3852番地 1
理 事	米 良 保 美	門川町大字門川尾末3866番地 2
理 事	戸 田 哲 夫	門川町大字川内6357番地 1
理 事	安 田 末 治	門川町大字門川尾末2082番地
理 事	峰 学 夫	門川町大字川内6976番地 1
理 事	野 地 重 男	門川町大字門川尾末16番地 1
理 事	炭 倉 清	門川町大字川内7798番地
監 事	金 田 茂 遠	門川町大字門川尾末3885番地
監 事	志 田 幸 祥	門川町大字川内6895番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、細井土地改良区（都城市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した清算人

氏 名	住 所
二 見 法 明	都城市高城町有水1012番地
今 井 幸 治	都城市高城町石山2366番地
福 永 日那丸	都城市高城町有水 944番地
米 満 博 美	都城市高城町有水2262番地 1
鳥 越 正 義	都城市高城町有水2268番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、柳田土地改良区（都城市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した清算人

氏 名	住 所
谷 口 昭 夫	都城市梅北町3639番地
徳 留 秀 夫	都城市梅北町3480番地
徳 留 侑 肖	都城市梅北町3480番地ロ
堀 田 貞 利	都城市梅北町4726番地
本 部 秋 雄	都城市梅北町2441番地
益 田 俊 信	都城市梅北町3886番地イ

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、上野田原地区県営土地改良事業（川南町、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成19年3月8日から平成19年4月6日まで

3 縦覧場所
川南町役場

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、七野八重地区県営土地改良事業（宮崎市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年 3 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成19年 3 月 8 日から平成19年 4 月 6 日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、上江地区県営土地改良事業（高原町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年 3 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成19年 3 月 8 日から平成19年 4 月 6 日まで

3 縦覧場所

高原町役場

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年 3 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
飯 田	宮崎市	経営体育成基盤整備事業	平成18年 5 月29日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成19年 3 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 処分をした年月日

平成19年 2 月26日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社丸芳

日向市大字日知屋 14699番地10

宮崎県知事許可（般-18）第 341号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

江藤 俊樹

4 処分の内容

平成19年 3 月12日から平成19年 3 月26日までの15日間、土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているものの営業停止を命じる。

注1「土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業」とは、発注者から直接土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、ほ装工事の全部又は一部を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う他の建設業を営む者が土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又はほ装工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

注3「民間工事」とは、上記注2以外の建設工事をいう。

注4「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第 179号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

5 処分の原因となった事実

同社は、平成15年 9 月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書において、工事種類別完成工事高及び同申請書添付の工事経歴書について、完成工事高を増加する虚偽の申請を行うとともに、当該虚偽申請によって得られた経営事項審査結果通知書をもって、平成18年・19年度の県の指名競争入札参加資格審査申請書に添付して申請したものである。

更に、平成17年 9 月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書において、工事種類別完成工事高及び同申請書添付の工事経歴書について、完成工事高を増加する虚偽の申請を行い、当該虚偽申請によって経営事項審査結果通知書を不正に得たものである。

このことは、建設業法第28条第 3 項に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成19年 3 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可（般-13）第 385号	二葉設備工業(株)	黒木 寛	宮崎県宮崎市清水 1-13-16	一般	機械器具設置工事業	平成19年 1 月22日付けで廃業した旨の届	平成19年 1 月22日（一部廃業）
宮崎県知事許可（般-13）第 936号	(有)西川建設	西川 大蔵	宮崎県児湯郡木城町大字高城1204	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成19年 1 月23日	平成19年 1 月23日（全廃業）

宮崎県知事許可 (般-14)第1207号	(株)池沢組	池沢 薫	宮崎県都城市高城町石山1595-ロ	一般	管工事業	平成19年2月8日付けで廃業した旨の届	平成19年2月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第1667号	上崎建設(株)	上崎 憲一郎	宮崎県宮崎市永楽町190-3	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	平成19年1月22日 "	平成19年1月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第1684号	(株)山下組	谷口 寛文	宮崎県宮崎市大塚町権現前 869	一般	造園工事業	平成19年2月9日 "	平成19年2月9日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第3364号	(株)久家建設	久家 一幸	宮崎県児湯郡木城町大字高城4295-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、管工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成19年1月15日 "	平成19年1月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第3656号	(株)岩崎電管工業	伊東 昌寿	宮崎県西都市大字上三財5294-4	一般	土木工事業	平成19年2月21日 "	平成19年2月21日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第4358号	緒方建設	緒方 健二	宮崎県日南市大字星倉2332-2	一般	建築工事業、大工工事業	平成19年1月23日 "	平成19年1月23日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第4480号	中道工業	中道 安範	宮崎県えびの市大字末永1006	一般	土木工事業、鉄筋工事業	平成19年1月10日 "	平成19年1月10日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-13)第4781号	中原建築塗装	中原 一誠	宮崎県都城市丸谷町72-1	一般	塗装工事業	平成19年1月16日 "	平成19年1月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第5477号	(株)吉住建設	坂田 幸一	宮崎県都城市山之口町花木 213	一般	管工事業	平成19年1月19日 "	平成19年1月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第7058号	(株)永崎建設	永崎 まち子	宮崎県小林市大字真方6755	一般	管工事業	平成19年1月25日 "	平成19年1月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8083号	赤崎鉄工建築	赤崎 強	宮崎県西諸県郡野尻町大字三ヶ野山1401	一般	建築工事業、鋼構造物工事業	平成19年1月30日 "	平成19年1月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第9250号	(株)稲井重機	稲井 耕二	宮崎県延岡市行藤町650	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成19年1月31日 "	平成19年1月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-13)第9852号	(株)一心土木工業	児島 繁喜	宮崎県延岡市北浦町古江2437-2	一般	機械器具設置工事業	平成19年1月18日 "	平成19年1月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第9852号	(株)一心土木工業	児島 繁喜	宮崎県延岡市北浦町古江2437-2	一般	石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業	平成19年1月18日 "	平成19年1月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第10016号	(株)河野サッシ・ガラス	河野 秋美	宮崎県西都市大字右松3117-20	一般	ガラス工事業	平成19年1月15日 "	平成19年1月15日 (全廃業)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年3月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画公園

7・4・1号 天神山公園

3 縦覧場所

宮崎県土木部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の名称、駐在所等の名称、位置及び所管区域を定める規則の一部を改正する規則をいかに公布する。

平成十九年三月八日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

宮崎県公安委員会規則第三号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、
位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置
及び所管区を定める規則（昭和四十四年宮崎県公安委員会規則第八
号）の一部を次のように改正する。

別表日南警察署の項中

「南郷交番	南那珂郡	南郷町大字中村	」を
「外浦駐在所	同	同町大字湯上	」に
「南郷同	南那珂郡	南郷町大字中村	」を
「外浦同	同	同町大字湯上	」に

改め、同表小林警察署の項中

「高原交番	同	高原町大字西籠	」を
「高原同	同	高原町大字西籠	」に

改め、同表延岡警察署の項中

「北小路同	同	北小路	」を
「城山同	同	東本小路	」に
「北川同	東臼杵郡	北川町大字川内名	」を
「土々呂同	延岡市	土々呂町四丁目	」を
「北川同	同	北川町川内名	」に
「土々呂同	同	土々呂町四丁目	」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中

「北川同	東臼杵郡	北川町大字川内名	」を
「土々呂同	延岡市	土々呂町四丁目	」を
「北川同	同	北川町川内名	」に
「土々呂同	同	土々呂町四丁目	」に

改める部分は、平成十九年三月三十一日から施行する。